

⇨ 会社分割時の株式評価

Q : 会社分割時に株式を純資産方式で評価する場合の評価方法は、相続の場合の評価と同じですか？

A : 会社分割等に伴う株式評価益に対する法人税額等相当額は控除することができません。

【解説】

相続時において純資産価額方式で株式を評価する場合の計算式は、正味財産価額（資産－負債）から資産の時価と帳簿価額との評価差額に対する法人税相当額（含み益×42%）を控除して求めることとなっており、含み益の42%を控除するのは、個人事業者が事業用資産を直接所有することとのバランスを考慮したものといわれています。

これに対して、会社が所有している株式を純資産価額方式で評価する場合には、「現物出資や合併により著しく低い価額で受入れた資産、株式交換や株式移転により著しく低い価額で受入れた株式等がある場合は、その評価益に対する法人税額等に相当する金額を控除しない」こととなっています。これは、現物出資や合併等があった場合は、受入価額を調整することによって評価益を恣意的に作り出すことができ、株価を圧縮することができるからで、これに対する対処策とされています。

なお、会社分割によって評価益が生じた場合にも同様に法人税相当額を控除することができませんので注意してください。

